

## 税理士事務所向け

# 「業務提携契約」「法律顧問契約」のご案内

電話、メール、テレビ会議システムの活用により、遠方でも対応可能です。  
貴事務所の法務部門としてご活用ください。

## 「業務提携契約」

サービス内容 [基本メニュー]

### ○ 法律相談 (面談, 電話, メール等)

貴事務所や顧客などの法律相談対応

- ・時間制限はありません。
- ・相談者の許諾を得た上で相談内容を報告し、情報を共有します。
- ・同一相談者による継続的な法律相談の場合は別料金が発生します。

### ○ 税務調査・異議申立支援

- ・税務調査立会、申立代理人としての活動は別料金が発生します。

### ○ 法律情報のメール配信サービス

- ※業務提携先として当職の名前をHP等に掲載していただいて結構です。
- ※相談案件を直接受任させていただく場合の弁護士費用は、事前に相談させていただきます。
- ※業務提携ご希望の場合、裏面に必要事項を記入しFAXしていただけますようお願いいたします。

## 契約料

契約料は発生しません。

## 「法律顧問契約」

サービス内容 [基本メニュー]

### ○ 法律相談 (面談, 電話, メール等)

貴事務所や顧客などの法律相談対応

- ・時間制限はありません。
- ・相談者の許諾を得た上で相談内容を報告し、情報を共有します。
- ・同一相談者による継続的な法律相談の場合も別料金が発生しません。

### ○ 税務調査・異議申立支援

税務調査立会、申立代理活動も原則として別料金は発生しません。

### ○ 各種書面のチェック&作成

(契約書や意見書など)

### ○ 法律情報のメール配信サービス

※その他のメニューは別途ご説明いたします。

## 顧問料・契約期間

顧問料は月額5万円から。契約期間に定めはありません。  
いつでも開始でき、いつでも終了できます。



弁護士・税理士 馬淵 泰至

### <経歴>

昭和49年 京都市生まれ  
平成9年 同志社大学卒業  
平成12年 司法試験合格  
平成14年 弁護士登録  
平成22年 税理士登録

### <弁護士業務・専門分野>

- ・企業法務全般 (リスクマネジメント, 企業間取引, 債権回収, 労働問題, コンプライアンス)
- ・税務争訟 ※申告業務は行いません。
- ・家事 (離婚, 相続など)
- ・各種損害賠償請求 (交通事故など)
- ・各種裁判

業務遂行においては、クライアントのニーズへの対応、ネットワークの軽さ、  
経験に基づく的確な見通しの提示を大切にしています。  
また、事案によって当事務所所属の弁護士と複数対応いたします。



みなと青山  
法律事務所

東京都港区北青山 1-4-6 246 青山ビル 2F  
Tel. 03-6804-1985 Fax. 03-6804-1984  
URL. www.m-ao.com

## 業務提携契約書

弁護士馬淵泰至（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、以下の内容の業務提携契約を締結する。

### 第1条（提携業務内容）

- 1 甲は、乙の依頼により、乙または乙の顧客に関する法律相談、税法務相談に応じ、助言する（相談の対応は、面談、電話、メールなど）。
- 2 甲は、相談者の許諾を得たときは、乙に対し、相談内容を報告し、情報の共有化を図る。
- 3 乙は、甲の依頼により、税務調査、異議申立の支援業務を行う。
- 4 乙は、提携弁護士として甲の氏名をホームページ、パンフレットなどに表示することができる。

### 第2条（秘密保持義務）

甲は、乙から相談を受けた事項その他乙の業務に関して職務上知り得た事項について、本契約の存続中はもちろん、本契約終了後も、その秘密を厳守し、他に開示しない。

### 第3条（業務提携にかかる費用）

本業務提携は無償とする。ただし、以下の場合には別途弁護士費用がかかるものとする。

- ① 同一相談者による継続的な法律相談
- ② 各種書面（契約書、意見書など）のチェック、作成
- ③ 税務調査の立会い、異議申立に申立代理人としての関わり

### 第4条（契約期間）

本契約の有効期間は1年間とし、期間満了までに解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されるものとする。もっとも、甲及び乙は、何時でも本契約を解約することができる。

### 第5条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、必要が生じた都度、協議する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区北青山 1-4-6 246 青山ビル 2 階  
みなと青山法律事務所  
弁護士・税理士 馬淵 泰至



乙